○法務省告示第五百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月五日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表山本機工株式会社の項を削る。

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社佐藤建装	埼玉県川口市朝日二丁目一番一号	塗装
セップ株式会社	東京都日野市南平一丁目十八番地の三	塗装
株式会社木下工業	長野県木曽郡大桑村大字須原千二百二十九番地一	機械加工
山本機工株式会社	静岡県藤枝市岡部町桂島四百五番地の二	機械加工
三輪鋳物工業株式会社	愛知県名古屋市港区金船町二丁目一番地	鋳造
株式会社セラ	兵庫県尼崎市田能六丁目十一番一号	金属プレス加工
ヒロホー株式会社	広島県広島市西区草津東一丁目六番二十三号	工業包装、溶接、紙器・段ボール箱製造
渡邊工業有限会社	山口県岩国市御庄四丁目百十六番地の三	とび
有限会社近藤造船所	愛媛県西条市西ひうち六―九	強化プラスチック成形
株式会社ＴＳＩテックス	大分県大分市青崎一丁目三番三十九号	配管

○外務省告示第三百四十一号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の附属書Ⅰ第一章第二―一規則は、同議定書第六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十七年一月一日に効力を生じた。

（平成二十六年七月三十一日付け国際海事機関事務局長通知）

平成二十七年十月五日

外務大臣　岸田　文雄

第二―一規則を次のように改める。

第二―一規則　認定された団体の承認

主管庁は、条約及び機関が決議三四九（九二）において採択し、機関が改正する認定された団体のためのコード（以下「ＲＯコード」という。）（第一部及び第二部（これらの規定は、義務的なものとして扱う。）並びに第三部（これらの規定は、勧告的なものとして扱う。）から成る。）に従い、条約第十三条及びこの附属書Ⅰの第一規則(2)に規定する団体（船級協会を含む。）に権限を与える。ただし、次のことを条件とする。

(a)　ＲＯコード第一部及び第二部の改正が、この議定書第六条の規定に従つて、採択され、かつ、効力を生ずること。

(b)　ＲＯコード第三部の改正が、海上安全委員会により、その手続規則に従つて採択されること。

(c)　海上安全委員会及び海洋環境保護委員会によつて採択された改正が、適当な場合には、同一であり、かつ、同時に効力を生ずること。

○外務省告示第三百四十二号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の附属書の一部は、同議定書第六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十八年一月一日に効力を生ずる。

（平成二十七年三月二日付け国際海事機関事務局長通知）

平成二十七年十月五日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰ中第三規則に次のように加える。

(17)　「監査」とは、監査基準が満たされた程度を決定するため、監査の証拠を入手し、及び客観的に評価するための組織的な、独立の及び記録された過程をいう。

(18)　「監査制度」とは、機関が設ける機関の加盟国の監査制度であつて、機関の作成する指針を考慮に入れたものをいう。

(19)　「実施のためのコード」とは、機関が決議Ａ一〇七〇（二八）によつて採択した、機関の文書を実施するためのコード（以下「Ⅲコード」という。）をいう。

(20)　「監査基準」とは、実施のためのコードをいう。

附属書Ⅲの次に附属書Ⅳとして次の附属書を加える。

附属書Ⅳ　遵守の確認

第五十三規則　適用

締約政府は、この議定書の義務及び責任の履行において実施のためのコードの規定を適用する。

第五十四規則　遵守の確認

(1)　全ての締約政府は、条約の遵守及び実施を確認するため、監査基準に従い、機関による定期的な監査を受ける。

(2)　機関の事務局長は、機関が作成する指針に基づき、監査制度の管理について責任を有する。

(3)　全ての締約政府は、機関が作成する指針に基づき、監査の実施及びその結果に取り組むための行動計画の実施を促進する責任を有する。

(4)　全ての締約政府による監査は、次のとおりとする。

(a)　機関が作成する指針を考慮し、機関の事務局長が作成する全般的な日程に基づいて行う。

(b)　機関が作成する指針を考慮し、定期的に行う。

○財務省
経済産業省
農林水産省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十月五日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：鹿児島支店 郵便番号：892―0847 所在地：鹿児島県鹿児島市西千石町17―24 電話番号：099―223―4101	営業所又は事務所の名称：鹿児島支店 郵便番号：892―0842 所在地：鹿児島県鹿児島市東千石町１―38 鹿児島商工会議所ビル２階 電話番号：099―223―4101

(2)　変更年月日

平成27年11月24日

(3)　変更の理由

移転のため